三四〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二〇　二　一
三四一　第二次地雷除去活動強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二　一
三四二　空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二　一
三四三　アルジェリア民主人民共和国における「テロ対策法制度強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二一　三　一
三四四　東ティモール民主共和国における「効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二一　三　一
三四五　第二次ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　三　一
三四六　タボラ州水供給計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　一　一
三四七　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とルーマニア政府との間の口上書の交換に関する件　二五　一　一
三四八　紛失の届出により失効した旅券の告示　二五　253　一　一
三四九　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の第一条の改正の効力発生に関する件　二七　四　一
三五〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　四　一
三五一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　四　一
三五二　パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件　二七　四　一
三五三　アフガニスタン・イスラム共和国における「大統領選挙及び県議会選挙支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二七　四　一
三五四　第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　二七　四　一
三五五　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件　二七　四　一
三五六　技術協力に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の協定の署名に関する件　二九　258　三六　一
○財務省
三四三　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　六　四　一
三四四―三五一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　239　一一　一
三五二―三五四　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　239　一一　一
三五五―三五七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　六　239　一八　一
三五八―三六一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　239　一九　一
三六二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　241　一〇　一
三六三　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　241　一一　一
三六四―三六五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　241　一一　一
三六六　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　八　241　一一　一
三六七　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一一　四　一
三六八―三六九　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一一　四　一
三七〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二二　二　一
三七一　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　257　一　一
三七二　平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二九　五　一
三七三　平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二九　五　一
○財務省、農林水産省
三一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二二　三　一
○財務省、農林水産省、経済産業省
一〇　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づく危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　二〇　250　二二　一